

産業建設常任委員会

日 時 平成26年1月20日(月) 午前10時～
場 所 現地視察後、第3委員会室

1 開議

2 事件

農地等災害復旧について

- (1) 被災箇所等の現地調査
- (2) 小災害に係る復旧対応について

3 その他

次回の月例会開催：平成26年2月10日(月) 午前10時

平成 26 年 1 月 20 日
午前 10:00

産業建設常任委員会 月例会

産業建設常任委員会福井委員長・菱田副委員長 計 8 名

議 題

1 現地調査 亀岡市篠町篠

- ① 本災箇所 2 箇所 (農地)
- ② 小災害箇所 2 箇所 (農道・農地)

● 別添位置図

資料①

2 災害の制度について

- ① 農地・農業用施設災害復旧事業の概要説明 資料②
- ② 国庫災害事務手順の説明 資料③

3 小規模災害の対応について

- ① 小災害に対する他市の状況 資料④
- ② 農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）事業の
取組み状況
- ③ 小災害の制度説明と課題事項

農地・農業用施設災害復旧事業の概要

事業の趣旨

農地等に関する災害を未然に防止するための事業を“農地防災事業”と呼んでいますが、いざ、災害が起こってしまった場合に農地、農業用施設（農業用水路や農道など）の復旧に要する費用を補助するのが、農地・農業用施設災害復旧事業です。

事業の概要

○採択要件

- ✚ 1箇所の工事の費用が40万円以上であること。
- ✚ 異常な天然現象[※]による災害であること。

【異常な天然現象】

- 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上（時間雨量概ね20mm以上でも可）
- 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- 暴風による災害にあつては、最大風速15m/s以上
- 地すべりによる災害
- 地震による災害
- 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む。）が20日以上
- 落雷・雪害による災害
- その他（高潮による災害、火山噴火の降灰等による農地の災害など）

- ✚ ただし、次のようなものは、災害復旧事業の対象となりません。

【適用除外】

- 過年災害によるもの
- 経済効果の小さいもの（傾斜が20度を超える農地、土層が40cm未満の農地、有効幅員120cm未満の農道、事業費の額が農林水産大臣が定める限度額以上もの、土性が粗い砂土などの農地など）
- 維持工事とみるべきもの
- 明らかに設計不備又は工事の施行粗漏に起因して生じたと認められるもの
- 維持管理不良のもの

- 事業主体 市町村、土地改良区、農協等
- 補助率 通常補助率^{注1)} 農地の場合 50%
農業用施設の場合 65%

注1) その年の1戸当たりの事業費が8万円を超える市町村（旧市町村単位で判断できます。）は、補助率が増嵩されます。（いわゆる「補助率増嵩」）

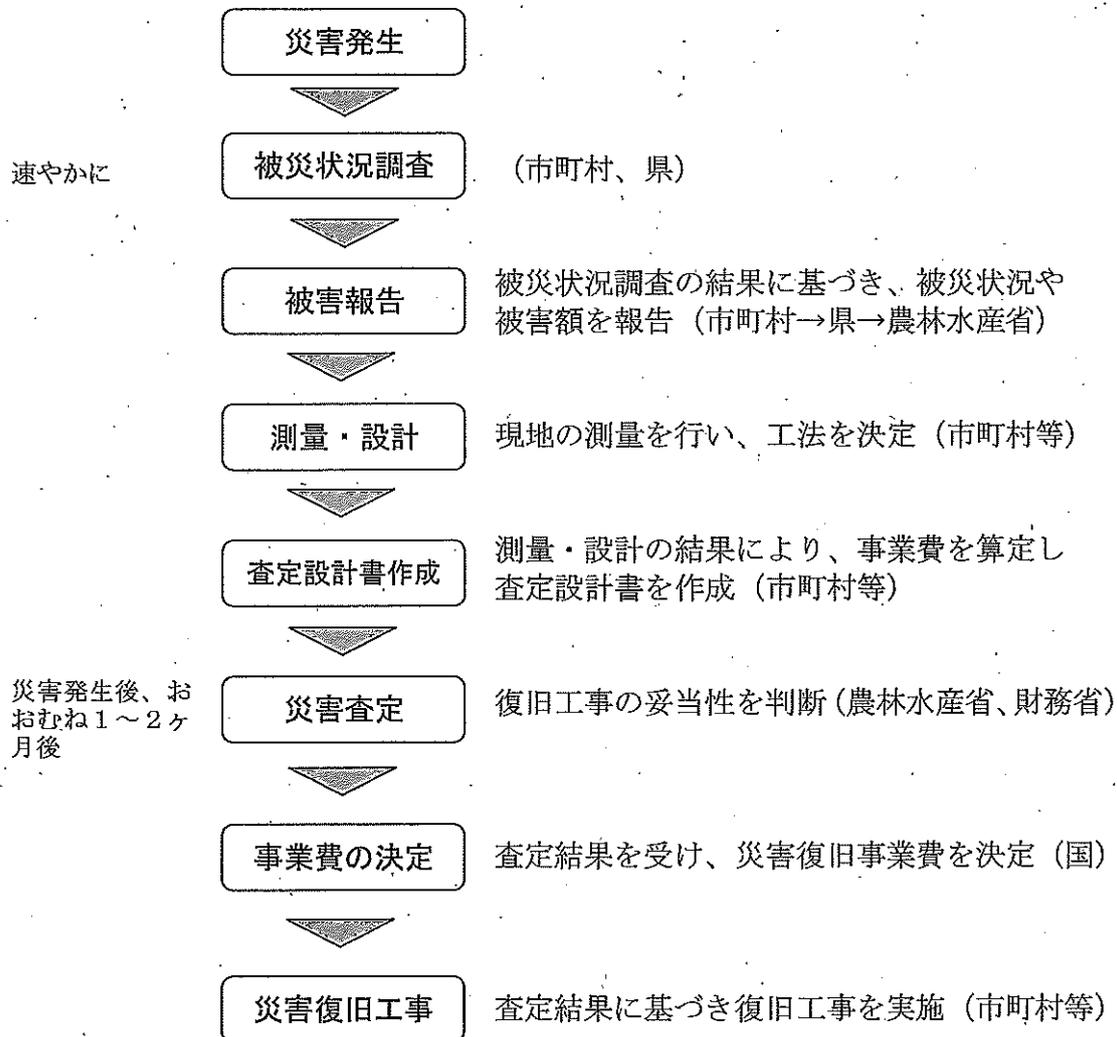
例：平成23年 N市の場合 農地：86.7%、農業用施設 97.0%

注2) 激甚法により「激甚災害」に指定された災害に係る災害復旧事業の場合は、さらに補助率が増嵩されます。

例：平成18年7月豪雨災害 S町の場合 農地 95.3%、農業用施設 99.2%

注3) また、過去3年間の災害復旧事業費の規模に応じて、補助率が増嵩されることがあります。（いわゆる「連年災補助率嵩上げ」）

災害発生から復旧まで



◆ 国庫補助災害事務手順(農地・農業用施設災害)

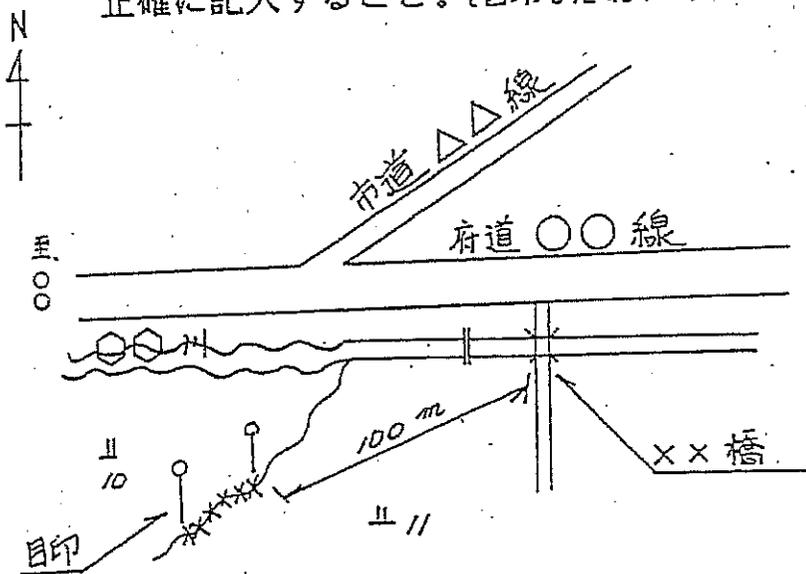
- 1 被害調査
災害発生後(各自治会並びに土地改良区)が被災箇所を2~3日以内に調査し
災害調査カードを4日以内に国営事業推進課提出
(被害の概要報告を2日以内に電話連絡を行う)
- 2 被害規模の確認
被害調査カードに基づき現地立会いを行い、災害対象の判定を行う。
- 3 京都府には、災害発生後随時被害報告(メール報告)速報7日以内
- 4 被害報告書を10日以内に京都府へ報告
- 5 発生後40日以内に災害復旧事業補助計画概要書の提出
(被災箇所の測量設計、写真撮影を行い査定設計の作成3人で実施)
- 6 50日以内に箇所調書提出
- 7 60日以内に災害査定(額の確定)
- 8 災害額の確定通知(1か月以内)
- 9 補助金交付申請 ⇔ 補助金交付決定
- 10 事業計画の変更手続き(査定設計を実施設計に組換え(3人で実施・担当1人)
に伴う変更手続き)
- 11 12月31日までに補助率増高申請(1月8日までに提出)
- 12 2月5日までに繰越承認申請(府)
- 13 予算の確保(法手続きと同一議会)
- 14 土地改良法の手続き(工事施工のため議会の承認)(繰越等の処置)
- 15 工事起工(入札まで30日)
- 16 工事実施(工事期間事業費で決定:100万で60日・500万90日)
- 17 調整事項:
工事施工期間 → 田植え時期 ← 工事不施工期間 → 稲刈り時期 → 工事施工
(仮設道路用地使用承認確認)
- 18 実績報告→検査→補助金確定通知→補助金概算請求

農地・農業用施設災害発生調査カード

町 区 長					提出	平成 年 月 日	※No.
土地改良区					付 近 見 取 り 図 (位置図)		
※	町		大字		小字		
※	工種		担当				
現地査定	※						
被災場所	町 名	大 字	小 字	地 番			
農地	地 目	田 畑					被災状況・被災規模
	受益者氏名	☎ ー					
	受益者住所						
	受益面積	a (反 畝)					
施設	施設名	農道橋	水路頭首工	ため池揚水機			通信欄
	受益代表者氏名	☎ ー					
	受益代表者住所						
	受益面積	a (反 畝)					備考
							※
							※

※印欄については記入しないこと。

(記入例)

○ ○ 町 × × 区 長 土地改良区					提出 平成 年 月 日		※NO,	
亀岡太郎							付近見取り図 (位置図)	
※	町		大字		小字		(注) 目印を記入し、案内がなくともわかる様 正確に記入すること。(目印も忘れず)	
※	工種		担当					
現地査定	※							
被災場所		町名	大字	小字	地番			
		○ ○	× ×	△ △	10			
農 地	地目	(田) 畑						
	受益者氏名	亀岡花子 ☎ 2 - 3456						
	受益者住所	○○町×× 1番地						
	受益面積	10.1a (反 畝)						
施 設	施設名	農道橋 (水路) ため池 頭首工 揚水機						
	受益代表者氏名	亀岡次郎 ☎ 2 - 5678						
	受益代表者住所	○○町×× 3番地						
通信欄	※							
備考	※							

※印欄については記入しないこと。

◆ 台風 18 号災害に伴う本市の対応状況

亀岡市では 9 月 17 日～地元自治会並びに土地改良区へ被害調査依頼し(4 日間での報告)10 月 8 日まで 4 班体制で 386 箇所被害額 58,100 万円の現地調査を行い 172 箇所 30,400 万円の調査箇所が定まってきたところで、調査設計を行い箇所別調書の作成を行う。

今回の災害においては、水路、河川が氾濫し用排水路や農地に土砂流入箇所が多く発生しており、土砂流入においては、堆積厚が 5cm 以上で 40 万円以上では 5,400 円/m³ で 74m³ 以上(1,000m² * 7.4 cm)堆積が必要 排水路では 3 割以上の堆積が対象

ブロック復旧においては、47,000 円/m² で 8.5m² 以上必要(1.7m × 5m)となります。

農道は 1.2m 以上の農道が対象、農地畦畔の水張ができない状態で、施設においては受益戸数が 2 戸以上となります。

災害査定については、11 月 25 日～12 月 20 日まで 5 次査定で対応しております。(技術担当 3 人設計、173/3≒58 箇所対応し担当超過勤務 12 月 105～190H)課員 13 名で対応しているため 9 月から 12 月まで大半が災害業務に時間を取られている。

詳細調査結果(150m 範囲で 1 箇所工事の調整・地元申請取下げ) 査定件数 120 箇所(農地 66 件・施設 54 件)と定まってきました。

被災箇所の復旧については、制度上で事業実施までに相当の日数が必要となり復旧については、3 年以内の復旧となっているが通常は 2 年程度で完了しています。

平成23年度 小災害対応について 近隣市町の対応状況

●取組内容 (7市町)

市町名	事業種別	根拠法令	適用範囲事業費	事業主体	補助率	起債対応	備考
南丹市	単費補助	補助金交付要綱	5万～40万円	農家組合・自治会等	50%	無し	
京丹波町	町単独修繕費	補助金交付要綱	単費2～40万円	農家組合・自治会等	50%	無し	
福知山市	激甚小災害対応	災害暫定法	13万～40万円	市	農地 60% 施設 80%	起債有	
京都市	単費対応						
長岡京市	個人財産で自力復旧要請						
宇治市	個人財産で自力復旧要請						

平成 25 年度 小災害の近隣市町の対応状況 (7 市町)

市町名	事業種別	根拠法令	適用範囲事業費	事業主体	補助率	起債対応	備考
南丹市	単費補助	補助金交付要綱	5 万～200 万円	農家組合・自治会等	90%以内	無し	
京丹波町	単費補助	補助金交付要綱	10 万～200 万	農家組合・自治会等	90%以内	無し	
福知山市	単費補助	補助金交付要綱	5 万円以上	農家組合・自治会等	農地 60%以内 施設 80%以内	無し	
綾部市	単費補助	補助金交付要綱	10 万～40 万未満	地元施工	40%以内	無し	
長岡京市	個人財産で自力復旧要請						
宇治市	個人財産で自力復旧要請						
舞鶴市	単費補助	補助金交付要綱	30 万以上 200 万	集落単位地元施工農 家組合・自治会等	2/3 以内	無し	

農地等小災害復旧事業制度について

- 定義 :
- : 1箇所の工事費が13万円以上40万円未満
 - : 施設災害については、受益戸数2戸以上
 - : 災害復旧事業の適用除外項目が適用される。
 - : 事業主体（都道府県、市町村）
 - : 地元負担の同意
 - : 仮設道路等の同意

財政処置 :

- ① 独災害事業債 :
- ・ 農業用施設が対象：事業費の概ね65% 2箇年分割起債が許可された市町村で毎年度起債額47.5%~85.5%起債償還され地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入される。
 - ・ 償還年利1%で元利均等10年以内（内2年据置）
- ② 農地等小災害復旧事業債 :
- ・ 激甚災害が適用されたもの（法24条）
 - ・ 許可条件：本災及び小災の事業費合計800万円を超える市町村
 - ・ 一般被災地 農地50% 施設65%
 - ・ 被害甚大地 農地74% 施設80%
- （基準財政需要額に算入100%）

- 事務手順 :
- ① 被害状況調査（被害額調査・写真撮影）
 - ② 位置図作成
 - ③ 設計書作成
 - ④ 工事台帳作成
 - ⑤ 起債申請書作成（図面・設計書・写真）
 - ⑥ 起債査定
 - ⑦ 財務局協議
 - ⑧ 工事費・起債同意又は許可予定額を決定し市町村通知
 - ⑨ 変更手続き
 - ⑨ 竣工検査
 - ⑩ 実績報告

小災害復旧事業の課題事項

- 1 本災と同程度の事務量が発生する（人的な体制の課題）
- 2 測量設計費が本災調査設計と同程度必要となる（財源の課題）

市単独補助による地元施工の場合の課題事項

- 1 事務の手続き（人的な体制の課題）
- 2 市単独費となり財政的な制約

○ 台風18号による災害について農地・水保全管理支払交付金事業を活用した状況

農林振興課 (H25.12現在)

地区	地区名	農業用水路	対応	農道	対応	ため池	対応	備考
東別院町	東掛			路面荒れ	済			
	倉谷	土砂流入	未					
	鎌倉	水路補修	済					
西別院町	大槻並	土砂流入	済					
	犬甘野下ノ谷	土砂流入	未	路面荒れ	未			
曾我部町	法貴	土砂流入	済	路面荒れ	済			
	西条	土砂流入	済	路面荒れ	未			
禰田野町下佐伯		水路補修	済					
本梅町	中野	土砂流入	済	路面荒れ	済			
	平松	水門補修	済					
	井手	土砂流入	未	砂利流出	済	がれき流入	未	
	東加舎	水路補修	未					
畑野町千ヶ畑		水路補修	未					
東本梅町	赤熊	水路補修	未					
	大内	土砂流入	未					
千代川町北ノ庄				路肩荒れ	未			
千歳町	中村	土砂流入	済	路肩崩壊	済			
	出雲	水路補修	未					
	小口	土砂流入	未	路面荒れ	済	土砂流入	未	
保津町		水路補修	済	路面荒れ	済	堤防補修	未	
10 町 (20 組織)		18 (内対応済 9)		10 (内対応済 7)		3 (内対応済 0)		
補修金額 (千円)		8,537		1,187		410		合計金額 10,134千円